

# ADR キャラバンミーティング報告

## ADR 推進機構

### 要 約

ADR 推進機構では、日本弁理士会各支部会員に日本知的財産仲裁センター及び ADR (Alternative Dispute Resolution の略であり、裁判外紛争解決という意味) についての関心を高めてもらうこと及び ADR を各支部会員の日常業務に活かしてもらうことを目的として、「ADR キャラバンミーティング」の開催を企画し、平成 21 年 11 月 20 日の四国支部での開催を皮切りに、東北、中国、九州、北陸、北海道の各支部でキャラバンミーティングを開催した。仲裁センターの活動内容の紹介・利用状況の説明、また ADR 業務の活用による弁理士業務の拡大等について説明し、その上で活発な意見交換が行われた。キャラバンミーティングに参加された会員は、仲裁センターの活動状況をより身近に感じとることができ、それが仲裁センターの利用促進につながることを期待できる。本誌では、2010 年 3 月号に四国支部でのミーティング報告を掲載しているが、その後に開催された他の支部のミーティング報告を本号で紹介させていただきたい。

### 目次

1. 東北支部での ADR キャラバンミーティング報告
2. 中国支部での ADR キャラバンミーティング報告
3. 九州支部での ADR キャラバンミーティング報告
4. 北陸支部での ADR キャラバンミーティング報告
5. 北海道支部での ADR キャラバンミーティング報告
6. まとめ
7. 弁理士の知財 ADR 関連業務と今後の展望

### 1. 東北支部での ADR キャラバンミーティング報告

日 時：平成 22 年 2 月 12 日（金）13：00～17：00

会 場：太陽生命仙台本町ビル会議室（仙台市内、東北支部室所在）

参加者：東北支部メンバー 6 名、ADR 推進機構メンバー 4 名

#### (1) 内容

まず、日本知的財産仲裁センター（以下、単に「仲裁センター」と言う）をバックアップする弁理士会 ADR 推進機構についてのプレゼンテーションを行い、そののち、参加者による質疑応答と意見交換を行った。

#### 1) プレゼンテーション

##### ① 仲裁センターの概要 (原 裕子)

仲裁センターの設立趣旨、沿革、取扱業務内容（有料相談、調停、仲裁、センター判定、センター必須判定、JP ドメイン名に関する紛争処理）とその費用、および、事件統計について説明した。

調停と仲裁について、その手続きフローに基づき、概要を紹介するとともに、センター必須判定（技術標準規格を実施するための必須特許であるか否かの判断）について、パテントプールとの関係でこの業務が必要とされる背景、および、現在対象となっている標準規格の種類について説明した。

##### ② 仲裁センターの支部・支所の運営のあり方について (牧 哲郎)

仲裁センターには、東京本部のほか、地方組織として支部・支所があり、各地方組織はその地方の日本弁理士会の支部に対応していること、東北支所の支所運営委員のうち弁理士 1 名・弁護士 1 名が本部運営委員になって仲裁センターの運営に関与していることを説明するとともに、このように、本部と地方組織が緊密に連携し情報を共有することにより、仲裁センターの

活性化を図る仕組みになっていることを述べた。

③ ADR の活用が弁理士の法律関連業務への進展をもたらす (井澤 九二男)

弁理士に対する法律事務の代理権付与の流れを概観して、これがどのような背景のもとで付与されてきたか、ということの説明した。

- ・規制改革の一環として行われた司法改革の推進過程で、平成9年に特許庁に「弁理士法改正に関する総務部長懇談会」が設置され、改正気運が一気に高まった。
- ・日本知的財産仲裁センターは、こうした中で平成10年3月に、弁理士会と日本弁護士連合会との共同事業として設立された。
- ・この時点における弁理士の法律事務の代理権は、わずかに審決取消訴訟と、知財関連訴訟における補佐人となりうる資格のみであった。
- ・センター共同設立以降、日弁連の弁理士会に対する親近感や同僚意識が醸成されてきて、日弁連はセンターでおこなわれる調停事件の弁理士による代理を事実上、容認した。
- ・平成14年、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し付記の登録を受けた弁理士に対して、一定の条件で、特定侵害訴訟に関し、その訴訟代理人となる資格が付与された。
- ・平成17年、弁理士に対して、センターにおける調停・仲裁手続きについての代理権が付与された。
- ・特許等、回路配置、著作物に関する権利若しくは技術上の秘密(ノウハウ)の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約についての代理権およびこれらに関する相談を業としてなす資格が付与された(平成17年)。
- ・「模造品対策」として行われる関税法に基づく輸入・輸出差止めのための認定手続についての代理権が付与された(平成17年)。
- ・平成19年、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」、いわゆるADR法が施行され、調停・仲裁などの裁判外紛争解決の重要性が認識されるようになってきた。

弁理士が取り扱うことのできる法律関連業務は、このように、その中と範囲の広がりを見せてきた。これからの弁理士は、特許庁に対する手続の範囲内のみにとどまっていたはならない。この広がりを見た法律関

連業務に積極的に取り組み、総合アドバイザー型の弁理士として活躍することを目指さなければならない。

そのための最も身近な近道は、センター東北支所の運営に運営委員として参加して活動することであり、また、調停事件や判定事件をセンターに持ち込むことであり、これらのことを通じて弁護士と共同・協働することにより、法律的な感覚とスキルを身に付けることである。センターの活用・利用を自分自身のこととして積極的に行うことが、自分自身の法律関連業務の中とその係わりを深めることに繋がるのである。

④ ADR 推進機構の役割と自分自身の経験について

(樋口 頼子)

今年度の委員会の活動について、月1回の全体委員会では仲裁センターの運営委員会の議題(審議事項、報告事項)について検討・報告が行われたこと、他に、月1回の部会があり、部会前には、新人向けのADR研修を行っていることを説明した。また、当委員会に入ってから感想として、仲裁センターの運営委員の存在を初めて知ったこと、以前よりも仲裁センターの存在を身近に感じ、クライアントに紛争解決手段の選択肢として仲裁センターの利用をアドバイスする基礎ができたこと、また、ADR推進機構が、仲裁センターで生じている事項を、ADR推進機構を通じて弁理士会に伝達し、また、その逆を行うことにより、仲裁センターと弁理士会との情報共有・意思疎通を図る役割を果たしていること等を述べた。

2) 参加者による質疑応答と意見交換

東北支部会員参加者からの質問とその回答を種類別にQ&A形式でまとめた。

①仲裁センターについての質疑応答

Q1. 仲裁人候補者再任を問うFAXが来たが、どのように対応したらよいのか。  
候補者基準があるのか。

A1. 現在、基準を作成中である。その基準としては、登録年数、e-ラーニングの受講等、項目を作成して、マークしてもらうようなものを検討中である。

Q2. 事件の調停人・仲裁人は、どのようにして決まるのか。

A2. 調停人・仲裁人・判定人候補者名簿から、運営委員会の担当部会が選任する。

Q 3. 特許庁の判定との棲み分けはどのようになっているのか。

A 3. 特許庁の判定制度には単独判定・有効性についての判定がなく、また、特許庁の判定結果は公開される。これに対し、仲裁センターの判定には、単独判定があるので、相手方に知られずに利用することができる。仲裁センターでは有効性に関する判定も可能である。

Q 4. 必須判定における判定人も、リストから選ばれるのか。

A 4. 調停人・仲裁人と同様に、候補者名簿から運営委員会の担当部会が選任する。

Q 5. 裁判に比べ、どのくらい費用は安くなるか。

A 5. 仲裁センターには「成功謝金」はないため、少なくともその分は裁判費用より安い。争う金額が高額になるほど、費用の差は大きくなる。

Q 6. ソフトウェアに関し SOFTEC の状況はどうか。

A 6. 弁理士も何人か入っている。SOFTEC は ADR 認証を受けている。仲裁センターの場合、法務省の認証を受けるとなると、支部・支所の手続的事項に関する要件が厳しくなるため、仕組み作りが必要になると考える。

## ②仲裁センターの活動状況、周知化（広報）についての質疑応答

Q 1. センター判定の利用が5件／年では少ないのではないのか。仲裁センターはもっと利用されてもよいのではないのか。周知化を工夫することが必要ではないのか。

A 1. 積極的にやっていきたい意向はあるが、数年前の模擬裁判以来、周知化を図るための活動はあまり行われていない。  
東北支所について仙台弁護士会では、知財案件は仲裁センターを紹介している。

Q 2. 支部・支所の活動状況はどうか。

A 2. 名古屋支部・関西支部は独立した手続で活動している。支所は、本部のサポートを得て、出先機関としてなら活動できる。地元事件をわざわざ東京へ出向いて解決するのは大変である。但し、利害関係の点で、調停人・仲裁人の適任者の選任が難しい場合があるかもしれない。調停人・仲裁人を地元で1名、本部

で1名選任することにはどうか。

Q 3. 仲裁センターのパンフレットの情報（裏表紙）はいつのものか。

古いのではないか。

A 3. 東北支所が記載されている新しいものと、記載されていない古いものがあることがわかった。

## ③仲裁センターの利用についての質疑応答

Q 1. センターを利用する場合、紹介するだけか。弁理士としてやるのがなくなってしまうのではないか。

A 1. 紹介後、実際に、当事者を代理して、代理人として関与することができる。  
また、申し込みの資料を揃えるなどして、センター判定申込みの代理ができる。

Q 2. 弁理士が依頼されているのに、さらに第三者に任せてよいのか。クライアントの不安感があるのではないか。

A 2. 代理人として当事者の意見形成に関与、一緒に調停等に行くことで関与できる。

Q 3. 仲裁センターの利用の仕方としてほかにどのようなものがあるか。

A 3. 社内（上司）や相手の説得、裁判、水際対策として利用できる。

Q 4. 著作物は対象でないのか。侵害の成否、著作物の対象か等、向いているのではないか。

A 4. 現在のところ、著作権についての案件はこれまでない。当事者間で交渉が進まないときに調停を利用できる。

例えば、侵害は明らかであるが、条件が決まらないときなど。調停はいつでも途中でやめることができるのも、訴訟にはないメリットである。

## ④参加者の意見

・仲裁が一度で終わりなら、あまり利用されないのではないか。申立人側は、こらしめる、という意識があるのだから、現実には、訴訟でなく ADR を利用すると言うことは難しいのではないか。ADR の利用に興味があるのは、双方、win - win の場合である。経済的に厳しい地域・県もある。この制度はよいが、利用価値がないのではないか。

- ・判定が一番利用しやすいようだ。特に、単独判定は、他の意見を聞きたいときなど、1回は利用してみたい。しかし、弁理士の費用を加えると、合計金額が高くなってしまおうと思われる。
- ・どういう場合に利用したらよいか、具体的にしたら、もっと利用勝手がよくなるのではないかな？ 例えば、ADR になじむケース、なじまないケースについて、明確に示すことが良いのではないかな。
- ・地方の特徴として、あらゆることをやっている。よって、紛争比率も高い。訴訟になるケースも多いから、潜在的にはケースがある。しかし、信頼度が今一歩か。
- ・個々の仲裁人への信頼がないと成立しない。自治の精神の成熟が必要である。
- ・仲裁について、予め、契約に、「仲裁条項」を入れておくのが良い。
- ・訴訟を提起する－提起しない、この中間で利用できる場合があるのではないかな。

## (2) 総括

「人材育成は、一回にして成らず」、人材育成は、ADR に限らず、弁理士が関与するあらゆる分野・側面について、それぞれに即した目標課題を設定したうえで、しっかりとした総合人材育成計画を策定して取り組まなければならない重要課題である。

今回の「ADR キャラバン・ミーティング」は、日本弁理士会の支部活動に積極的に参画している会員を主たる対象者としている（今回の参加者は全員、東北支部を構成する各県の連絡担当者である）。これらの会員に ADR 活動の意義とその係わり方を伝えて、各地域におけるセンター支所の運営への参画、ADR の普及活動、ADR 手続代理等を促し、その活動を通じて、ADR についての各支部地域におけるキーパーソンに成長してもらうことを主目的とし、これらキーパーソンを介して、さらに各支部地域の会員への ADR 活動の普及・昂揚を広げていくことを目指している。

この意味において、今回の「ADR キャラバン・ミーティング」は、その第一歩であり、そのスタートに就いたばかりである。ゴールは、まだまだ遙か先である。これから先、どのようにその内容を深化させて「ADR キャラバン・ミーティング」を行っていくか、という重要な段階に向かっていくことになる。

(報告者：ADR 推進機構出席メンバー)

## 2. 中国支部での ADR キャラバンミーティング報告

日時：平成 22 年 10 月 30 日(土)14:00～17:00

会場：ホテル JAL シティ広島 2 階シリウスの間

参加者：中国支部会員 11 名、ADR 推進機構の委員 3 名

### (1) 内容

前半は、参加した ADR 推進機構の委員 3 名から、ADR 及び日本知的財産仲裁センターの概要や事例に基づく経験談などのプレゼンテーションを行い、後半は、参加者全員による意見交換及び質疑応答を行った。

#### 1) プレゼンテーション

##### ① ADR 及び日本知的財産仲裁センターの概要

(玉真 正美)

日本知的財産仲裁センターの役割、日本知的財産仲裁センターの概要、業務内容、実績等についてレジュメを使用しながら説明を行った。

##### ② 調停・仲裁案件の事例に基づく経験談

(真田 修治)

レジュメおよび真田委員自身の経験に基づいて調停の具体的な説明を行った。

##### ③ 企業と調停・仲裁 — 企業から見たメリット —

(本間 政憲)

企業にとって、仲裁センターを利用することのメリットを大企業と中小企業に分けて説明した。

#### 2) 意見交換及び質疑応答の概要

中国支部会員参加者からの質問とその回答を Q & A 形式でまとめた。

##### ① 質問及びその回答

Q 1. 仲裁センターの取扱い件数が伸び悩んでいる理由は？

A 1. 仲裁センターの存在自体が周知されていないことや業務内容が十分に理解されていないことが大きな要因と思われるので、今後さらに PR していく。

Q 2. 仲裁した後に、判断の基礎を覆す事実の出現等により事件が蒸し返される危険性は？

A 2. 仲裁は確定判決と同じなのでそのようなことはない。

Q 3. 裁判に比べて権威性が低く、企業にとっては

利用しにくいのでは？

A 3. そのように判断する企業も多いと思われるが、低負担・柔軟解決等別のメリットをPRしていきたい。

Q 4. 代理人となっている弁理士と仲裁センターが競合関係に立たないか？

A 4. その可能性もあるが、中小企業にとっては自分の立場で助言してくれる専門家の存在は貴重なので、代理人を窓口にして仲裁センターを利用するケースも多いと思われる。

Q 5. 仲裁センターの判定は特許庁の判定とどう違うか？

A 5. 単独判定も可能であることが特徴である。相手方に知られることなく判定結果を得ることができる。

Q 6. 調停成立の確率は？

A 6. 守秘義務等の関係から公表は控えさせていただきたい。

## ②意見

公的機関から新技術・新製品の採用に当たり、侵害判定を求められるケースがあるが、このような場合には単独の弁理士による鑑定よりも仲裁センターの判定の方が権威性が高くて適しているかもしれない。

## (2) 総括

中国支部には仲裁センター運営委員も ADR 推進機構の委員もないので、少なくとも ADR 推進機構から情報の発信を継続していくことが重要であると考えられる。(報告者：本間 政憲 委員)

## 3. 九州支部での ADR キャラバンミーティング報告

日時：平成 22 年 12 月 10 日(金)14:00～16:00  
会場：ホテルクリオコート博多 4 階「ジョフランの間」

参加者：九州支部会員 10 名、ADR 推進機構の委員 4 名

### (1) 内容

前半は、参加した ADR 推進機構の委員 4 名から、日本知的財産仲裁センター及び ADR 推進機構に関するプレゼンテーションを行い、後半は、参加者全員による意見交換及び質疑応答を行った。

## 1) プレゼンテーション

### ①日本知的財産仲裁センターの概要 (宍戸 嘉一)

日本知的財産仲裁センターの概要(沿革, 取扱業務内容, 組織, 運営, 平成 22 年度事業計画, 申立事件数, 手数料等)について説明を行った。

### ②日本知的財産仲裁センターの支部・支所の運営のあり方 (牧 哲郎)

日本知的財産仲裁センターの組織がどのような構成で成り立っているか、「日本知的財産仲裁センター組織相関図」を参照しながら、本部と地方組織としての支部・支所の関係について説明を行った。

### ③日本知的財産仲裁センターの利用, 活動状況報告(年度別事件推移の紹介), 広報(「事業適格性判定」の概要紹介を含む)について (富田 光治)

日本知的財産仲裁センターの利用については、紛争を解決するメリットとして、調停の場合は、専門性、非公開性、中立・公正性、任意性等を挙げられること、仲裁の場合は、当事者が仲裁人を選ぶことができること、仲裁判断は裁判とは異なり上訴手続はなく、原則 1 審級で終了し早期解決が期待できること、調停の場合と同様、専門性、非公開性等のメリットを挙げられることを説明し、「センター判定」を利用することのメリットとしては、経験豊富な弁護士及び弁理士各 1 名からなる 2 名の判定人が中立的な判断を行うので、高い信頼性が期待できること、単独判定を求めることにより、相手方に知られずに専門家の意見を求めることができること、既に鑑定書がある場合でも、単独判定により、鑑定書の判断の妥当性を確認することができること、双方判定の場合、判定結果を受けて調停申立てにより、紛争を迅速に解決することができること、等が挙げられることを説明した。併せて調停・仲裁に適した紛争例を紹介した。

また日本知的財産仲裁センターの活動状況報告として、申立事件数とその内訳を紹介した。更に新規事業の「事業適格性判定」の概要紹介を行った。

### ④ ADR 推進機構の役割と自分自身の経験について

(西澤 和純)

ADR 推進機構の役割については、平成 22 年度の諮問事項, 委嘱事項を説明し、自分自身の経験としては、所属する第 3 部会の諮問事項である「日本知的財産仲

裁センターの活動に必要な人材の育成計画の提言、人員の世代交代に関する企画・立案」に関する取組み内容等を説明した。

2) 参加者全員による意見交換及び質疑応答の概要  
九州支部会員参加者からの質問及び意見とその回答を種類別にQ & A形式でまとめた。

① ADR の特徴について

- Q 1. ADR の特徴は早い・うまい・安いと思う。  
具体的に、どのくらいで解決するのか？  
A 1. 調停で、5～6回 70万円程度である。最高でも7回程度である。

② 仲裁・調停等の開催場所について

- Q 2. 仲裁・調停等は、福岡でもできるか？  
裁判だと、大阪・東京に行く必要がある。仲裁・調停等では、当事者の所在が九州の場合、九州で開催できると、利用メリットが高い。  
A 2. どこでも開催できる。当事者が九州であれば、九州で開催することもできる。  
Q 3. 調停人を九州に呼ぶ場合の出張費は？  
A 3. 仲裁センターが負担すると思う。  
Q 4. 調停人に支払う日当は発生するか？  
A 4. 調停人の日当は、料金表の手数料に含まれているので、別途の料金は必要ない。

③ お客への説明について

- Q 5. お客に ADR を推薦する場合には、例えば、「安い」については、「～万円ですよ」との説明でよいか？  
A 5. それで良いと思う。また、「非公開」も大きなメリットである。

④ 判定について

- Q 6. センター判定と特許庁の判定とは何が違うか？  
A 6. 単独判定が挙げられる。相手が知らないうちに結論をもらえる点でのメリットがある。また有効性の判定がある点も挙げられる。その他、申立人の顧問弁理士等でない第三者が判断するので、客観性があるというメリットが挙げられる。  
Q 7. 判定結果を申立人が公開することはできるのか？  
A 7. 申立人が裁判等に利用したいと考え、判定内容を公開することは可能と思う。  
Q 8. センター判定の判定結果は裁判で使えるか？

- A 8. 判定結果に拘束力等はない。  
ただし、当事者以外の判断という点で、有効利用だと思う。

⑤ 仲裁・調停等の件数の内訳について

- Q 9. 地域別、企業規模（大・中・小）別の内訳は分かるか？  
A 9. 守秘義務等の確認が必要であり、今は、公表できない。  
個人の感覚としては、中・小が多いと感じる。  
Q 10. 調停の不調率は？  
A 10. 同様に公表できるか不明なので、公表は控えさせていただきます。

⑥ 仲裁・調停等の利用（TV 会議）について

- Q 11. 裁判管轄がない九州では仲裁・調停等が有効であるがどう利用すればよいか？  
パンフレットには、TV 会議が利用できるとの記載もあるが利用できるか？  
A 11. 当事者が大阪、東京の場合に TV 会議の利用実績がある。  
Q 12. 例えば、九州在住の当事者は九州支部（福岡）まで来なければならないのか？  
A 12. 福岡以外でもできる。弁護士会の支部にも施設があり、利用できる。

⑦ 依頼者による、仲裁人・調停人の選択について

- Q 13. 依頼者（お客）は、仲裁人・調停人を選択できるか？  
A 13. 持込みは可能だが、相手が同意しないことがある。  
Q 14. 仲裁人・調停人がある先生に決定した場合に、先生を変えたいと依頼者が思う場合もあるのでは？  
A 14. センターが決定した仲裁人・調停人を変更することも可能である。但し、弁理士は技術分野に基づいて選択されるので、あまり変更があったことはない。

⑧ ADR のメリットについて

- Q 15. ADR のメリットとして、早い・うまい・安い（非公開も）を挙げたが、（仲裁・和解等の）成立率も重要では？ 成立率を出した方がお客に説明しやすい。  
A 15. 確かに、不成立や不承諾もある。解決率については、守秘義務等の確認が必要であり、今は、公表できない。

Q16. 資料の件数には、不応諾も含まれているのか？

A16. 含まれている。

## (2) 総括

九州支部での ADR キャラバンミーティングは、九州支部の臨時支部総会の日に設定され、九州各県の支部役員の方々に参加いただいた。前半の ADR 推進機構の委員からのプレゼンテーションの後、後半のフリーディスカッションでは、時間いっぱいまで質疑応答を行うことができ、また終了後の懇親会でも活発な意見交換を行うことができた。

九州支部には仲裁センター運営委員も ADR 推進機構の委員もいないので、今後も ADR 推進機構から定期的に情報発信を継続していくことが重要であると考える。  
(報告者：富田 光治 委員)

## 4. 北陸支部での ADR キャラバンミーティング報告

本稿では、2010 年度の当委員会が開催した、日本弁理士会北陸支部での ADR キャラバン・ミーティングについて報告する。詳細は下記の通りである。

日 時：平成 23 年 3 月 11 日（金）15：30～17：30  
会 場：岩室温泉（新潟県） 富士屋 2 階コンベンションホール

参加者：北陸支部会員 16 名、ADR 推進機構の委員 3 名

### (1) 内容

日本弁理士会北陸支部長による開会の辞及び 2010 年度 ADR 推進機構委員長による挨拶があった後、当委員会のメンバーが各自 20 分ずつプレゼンテーションを行い、その後、参加者全員による意見交換と質疑応答とを行った。プレゼンテーションの内容と、意見交換及び質疑応答の内容は下記の通りである。

#### 1) プレゼンテーション

①日本知的財産仲裁センターの概要と ADR 推進機構の役割 (玉真 正美)

日本知的財産仲裁センターの概要、ADR の活用 の場、ADR 推進機構の役割などについて説明した。その概要は下記の通りである。

日本知的財産仲裁センターは、1998 年日本弁護士連合会と日本弁理士会とが共同で設立された知的財産権に関する裁判外紛争処理機関である。

現在日本知的財産仲裁センターでは、相談、調停、仲裁、センター判定、センター必須判定及び JP ドメイン名紛争処理の 6 つの事業を行っている。次年度 (2011 年度) からは、新たな事業として、事業適合性判定が行われる。

ADR (裁判外紛争解決手続) は、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する。

ADR によれば、厳格な裁判手続による場合と異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速で廉価な解決、多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決、法律上の権利義務の存否に留まらない実情に沿った解決を図ることなど、柔軟な対応が可能である。

ADR のメリットを活かすことができる紛争としては、当事者が柔軟な解決を希望する紛争、高度な専門技術に関する紛争、特定の部分が争点となっている紛争、内容の秘密保持が求められる紛争、或いは裁判になじまない紛争等がある。

ADR 推進機構は、日本知的財産仲裁センターの運営委員会を弁理士会側からバックアップし、ADR 制度について調査・研究する活動を行っている。

②日本知的財産仲裁センターの調停・仲裁業務について (松本 英俊)

#### a. 仲裁について

仲裁の意義、仲裁合意の必要性、センターの仲裁における仲裁人の選任の仕方、仲裁手続の概略、仲裁手続中の和解、仲裁手続の終了及び仲裁判断に対しては不服申立が不可であることを説明した後、仲裁のメリットとして、

- ①申立人の意になかった仲裁人を選任できる点、
- ②知財の専門家により合理的な判断がされる点、
- ③手続が非公開であるため、秘密事項に係わる紛争の解決に適しているだけでなく、紛争があること自体第三者に知られることがない点、
- ④仲裁判断に確定判決と同一の効力が認められる点、
- ⑤不服申立ができないので迅速な紛争の解決が図れる点、
- ⑥裁判に比べて手続に柔軟性がある点、及び
- ⑦国境を越えた紛争の解決も可能である点、

について説明した。

b. 調停について

調停の意義、調停の申立と応諾について、調停人の選任について、期日の開催について、調停手続の任意性について、調停から仲裁への移行について、及び時効中断効について説明した。

また調停のメリットとして、

- ①知財の専門家が調停人となり、専門性を活かした紛争の解決を図ることができる点、
- ②手続が非公開である点、
- ③手続の中立、公正性が担保されている点、
- ④手続に任意性があり和解案を受入れるか否かは任意である点、
- ⑤調停が不成立となっても、調停手続における議論からその後訴訟を提起した場合の勝算を予測できるため、訴訟で結着をつけようと考えている場合でも調停に応諾することにはメリットがある点、
- ⑥裁判に比べて手続に柔軟性がある点、及び
- ⑦手続の迅速性、

について説明した。

最後に、調停の申立があった場合には、ぜひ応諾して一度期日に参加してみることを依頼者に勧めることをお願いした。

③日本知的財産仲裁センターにおける判定業務について (大津 洋夫)

日本知的財産仲裁センターが行っているセンター判定及びセンター必須判定に関し、手続の概要と、費用及び実績等について説明した。また合わせて、JP ドメイン名紛争処理手続についても説明した。説明の概要は下記の通りである。

日本知的財産仲裁センターでは、2004年より、センター判定を行っており、2006年より、センター必須判定を行っている。また2011年4月からは、事業適合性判定の業務が開始される。

a. センター判定について

センター判定には、範囲判定と無効判定とがある。前者は技術的範囲や効力の範囲に属するか否かについての判断をする判定であり、後者は無効理由があるか否かの判断をする判定である。

判定の形態として、単独判定と双方判定とがある。双方判定の被申立人は、範囲判定の手続において、

申立人に対抗して、無効判定を請求することができる。これを対抗無効判定という。対抗無効判定請求は、申立にかかる判定請求と併合して審理される。

センター判定のメリットとして、下記の点を挙げることができる。

- ①経験豊かで中立的な専門家に判断してもらうので、高い信頼性を期待できる。
- ②単独判定を請求することにより、相手方に知られずに専門家の見解を求めることができる。
- ③双方判定の結果を受けて調停を申し立てることにより、紛争を迅速に解決することができる。
- ④特定の知的財産に対する投資、融資、補助金の可否決定の判断資料となる等を挙げることができる。

b. センター必須判定について

センター必須判定は、特定の技術標準規格に関する必須特許の実施許諾団体と、日本知的財産仲裁センターとの合意に基づき、特定の特許が対象とする特定の技術標準規格で規定される機能及び効用を実現する上で必須であるか否かについて、センターが行う判定である。

c. 事業適合性判定について

事業適合性判定は、2011年4月から開始される。

事業適合性判定は、事業者等が取り扱う製品、事業、研究開発等に影響を及ぼす可能性のある先行特許の質的内容について判断し、予め知財紛争リスクを回避する指針を提供するものである。

事業適合性判定には、外部調査機関による調査の結果に基づいて、判定の対象とする事業に影響を与える可能性のある第三者の発明等が存在するか否かについて判断を行う第1号判定と、第1号判定での調査結果又はこれに相当する申請人からの提出資料に基づいて、判定の対象とする事業に影響を与える可能性のある第三者の発明等の有無について、理由を伴う判断を行う第2号判定と、更に第三者の特許等との抵触性の有無についての詳細な判断をも行う第3号判定の3種類がある。

d. JPドメイン名紛争処理について

日本知的財産仲裁センターは、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)によりJPドメイン名の登録に関する紛争処理機関として認定されている。センターが行うJPドメイン名紛争処理では、両当事者(申立人及びドメイン名



登録者)のいずれかが3名構成のパネルを選択した場合には3名のパネリストを選定して、移転裁定、取消裁定、棄却裁定、取下げなどの処理を行う。

④日本知的財産仲裁センターにおける事業活動について  
(玉真 正美)

日本知的財産仲裁センターにおける事業実績表と具体的事例に基づき、これまでどのような活動が行われてきたか、どのような利用傾向があったか、どのような問題点があったかなどについて説明した。

2) 参加者全員による意見交換及び質疑応答

プレゼンテーションを行った後、参加者全員で、意見交換及び質疑応答を行った。

意見交換及び質疑応答の内容は下記の通りである。

Q 1. 仲裁・裁定はどのような知財紛争に向いているのか?

A 1. 特に秘密を知られたくない事件、勝ち負けが予測しがたい事件のとき、当事者双方が裁判していることを知られたくないときに向いている。ただし、依頼者や会社のカラーが妥協しない性格である場合には向いていない。

Q 2. 外国との紛争についても仲裁・裁定が可能なのか?

A 2. 外国との紛争についての調停仲裁も行うことになっている。

Q 3. 費用が高く中小企業間の知財紛争の場合には利用するのが難しい。

もう少し安くないのか?

A 3. 判名人2名の報酬を含めて低く抑えた中で決定した金額なので、さらに低減することは難しい。

Q 4. 仲裁人・調停人・判名人は、どのように選定するのか?

A 4. 経験豊かな弁護士、弁理士、学識経験者が登録されており、その中から事件の特性、専門分野、能力、利害関係のないことなどを総合的に考慮して選定している。

Q 5. 事業適合性判定は、具体的にはどのような判定をするのか?

A 5. 当センターの事業適合性判定は、知的財産権の技術的範囲や法的安定性といった権利としての適合性と技術的適合性を判定するので

あって、市場性や事業性や収益性などの経済的適合性を判定するものではない。知的財産の定性評価をするのであり、定量評価を行うものではない。細かいことは、実際に判定が開始された後に定められていくものと思われる。

(2) 総括

北陸支部でのADRキャラバン・ミーティングは、上記の通り2011年3月11日に、新潟県岩室温泉にて、北陸支部の運営委員会が行われた後、北陸支部メンバー16人の方々が参加して行われた。しかし、開始直前の14時46分にマグニチュード9の巨大地震に見舞われた。大きな揺れに一時騒然となったが、旅館内は特段の被害がなかったので、3時30分より2時間無事ADRキャラバン・ミーティングを行うことができた。北陸支部のメンバーの中には元ADR推進機構の委員であった方もおられたが、多くの方々は、研修としてADRの話聞くのは初めてとのことで、プレゼンテーションを熱心に聴いていただいた。特に弁理士がADR業務の代理人になれることに関心をもたれたようで、質疑応答も盛んに行われた。後で当該ミーティングの感想を聞くと、ADRは、費用的に中小企業には負担が重く利用しにくい面もあるが、知財紛争の解決手段として選択肢が増えたとの意見が聞かれた。  
(報告者：玉真 正美 委員)

5. 北海道支部でのADRキャラバンミーティング報告

日 時：平成23年10月7日(金)14:00～17:00

会 場：日本弁理士会北海道支部会議室

参加者：北海道支部会員4名、ADR推進機構の委員3名

(1) 内容

前半は、参加したADR推進機構の委員3名から、日本知的財産仲裁センター及びADR推進機構に関するプレゼンテーションを行い、後半は、参加者全員による意見交換及び質疑応答を行った。

1) プレゼンテーション

①日本知的財産仲裁センターの概要と企業から見た知財ADRのメリット (本間 政憲)

日本知的財産仲裁センターの概要、業務内容、支部・支所の説明、利用のメリット、手続の流れ、実績

等について説明した。また「企業にとっての日本知的財産仲裁センター利用に関する一考察（パテント誌2011年1月号記事）」を用いて、企業にとって、仲裁センターを利用することのメリットを大企業と中小企業に分けて説明した。

②弁理士による ADR 手続の代理 (田中 正治)

日本知的財産仲裁センター設立の経緯、その設立を基にした弁理士法、同法施行規則、弁理士会規則などの整備、センターの運営・活動、センターの事件概要、代理人弁理士としての専門性の涵養、そして、弁理士の地位の向上について説明した。

③新たな業務である事業適合性判定のご紹介

(富田 光治)

日本知的財産仲裁センター事業適合性判定「利用の手引き」等に沿って、本年度より日本知的財産仲裁センターで業務を開始した「事業適合性判定」の概要について説明した。

事業適合性判定とは、ある事業品目（製品／方法）が、現在又は将来の事業（判定対象事業）に適合するか否か（例：他者との特許紛争を回避できるかどうか）について、判定人弁理士及び判定人弁護士が行う判定のことで、その意義は、i) 特許紛争の未然防止に利用できる点、ii) 日本知的財産仲裁センターという第三者機関による評価である点、iii) 外部調査機関による低額で高精度の特許調査も伴う判定制度である点にあります。

本判定には第1号判定から第3号判定まで3種類の判定が用意されています。第1号判定は、判定対象事業に影響を与える可能性がある他者発明等の調査・特定を行う判定であり、第2号判定は、他者発明等が判定対象事業に影響を与える可能性がある／ない、とする詳細な理由の検討・提示を行う判定であり、第3号判定は、判定対象事業が他者発明等に抵触するか否かの具体的な権利範囲の解釈を行う判定です。

判定費用は、各判定とも原則 IPC のメイングループを基準に1テーマ（対象技術分野）とし、1テーマ毎に計算されます。第1号判定は、1テーマ毎に30万円（外部調査機関における調査料を含む）、第2号判定は、1テーマ毎に60万円（特許調査結果持込みの場合）、第3号判定は、1テーマ毎に90万円（特許調査結果持込みの場合）となります。

詳細は、<http://www.ip-adr.gr.jp/business/compliance/> 日本知的財産仲裁センター HP をご覧ください。

2) 参加者全員による意見交換及び質疑応答の概要

北海道支部会員参加者からの質問及び意見とその回答を種類別に Q & A 形式でまとめた。

①会員、ユーザーへの周知について

Q 1. 件数を増やすために周知をどうしていくかが課題だと思うが？

A 1. 事件を作り出す傾向になるのは良くない。あくまでもユーザーの相談に乗っていく中で紹介していくべきだ。センター判定では秘密性や迅速性がアピールできる。件数は無理に増やさなくてもよいと思う。特に支部では支部で受け付けてくれることに意義があり、将来の発展の拠り所になっていけば良いと思う。

Q 2. 会員が興味を持つためにも調停・仲裁の事例が知りたいが？

A 2. 申立件数が少ないためもっと広めたいが、実際の事件内容は非開示の壁があり公表できない。但し架空事件について、仲裁センターの HP に模擬調停の動画が公開されているのでこれが参考になる。

②仲裁・調停等の件数の内訳について

Q 1. 資料の件数には途中で取り止めとなったケースも含まれているのか？

A 1. 含まれている。

Q 2. 資料の件数には、不応諾も含まれているのか？

A 2. 含まれている。

Q 3. 資料の相談件数とは？

A 3. 有料相談であり、中味の相談で事務手続の相談ではない。

③調停・仲裁の選択について

Q 1. 調停・仲裁、いずれを選択するか基準はあるのか？

A 1. 基本的には調停から仲裁に行く流れを想定しているが、実際には仲裁は少ない。予測可能性が低いので仲裁合意に完全に委ねるリスクが高いからだと思われる。

④事業適合性判定について

Q 1. 「事業適合性判定」という名称がピンとこない、内容と名称が合っていないのではない

か？ 技術とか特許の判定であることが伝わりにくいのではないかな？

A 1. 名称が決まるまでにはいろいろ議論があったと聞いている。

どのような判定であるか、しっかりユーザーに説明していく必要はあると思う。

Q 2. 弁理士はどのように関与するのか？ 弁理士が関与するユーザーのメリットは？

A 2. 弁理士は判定人の他、代理人としても関与できる。特許調査を行う対象技術分野の設定次第で料金が2倍、3倍・となっていくので、申請書提出前の段階でユーザーサイドでしっかりと対象技術分野の特定の見通しを付けておくことが重要と考えている。この作業に弁理士が代理人として助言等をするのが考えられる。

Q 3. 弁理士が代理人として関与するための説明書が欲しい。

A 3. 判定人候補者やユーザー向けの説明書は作成されているが、弁理士が代理人として関与するために特化した説明書は現状ない。今後作成するか否かは検討するが、当面は判定人候補者やユーザー向けの説明書で制度を理解していただきたい。

Q 4. 第3号判定について、イ号が複数あっても対象技術分野が同一の範囲内であれば、90万円で行ってもらえるのか？

A 4. 規則上はイ号が1つであると限定していないので、イ号が複数あっても対象技術分野が同一の範囲内であれば、費用は90万円となる。複数の類似するイ号であれば基本はそれで良いと思われるが、その数は程度問題もあり、またかなり違うイ号の場合にどうするか等、今後の検討課題の1つであると思う。

## (2) 総括

北海道支部長より、日本知的財産仲裁センターの業務内容・状況を聞く機会はほとんどなく、有意義なミーティングであったとの謝辞があった。北海道支部には仲裁センター運営委員もADR推進機構の委員もないので、少なくともADR推進機構から情報の発信を継続していくことが重要であると考えている。

(報告者：富田 光治 委員)

## 6. まとめ

(富田 光治)

以上、各支部で開催してきたミーティングの概要を紹介させていただいた。ミーティング報告の編集に際しては、今年度のADR推進機構第1部会のメンバーが分担し、松本武彦委員に東北支部分、高崎真行委員に中国支部分、松本英俊委員に北陸支部分を担当していただき、九州支部及び北海道支部分については、私が担当させていただいた。更に本稿の校正においては第1部会のメンバーから助言をいただいた。関係者の皆様にこの場を借りて心よりお礼を申し上げます。

各支部でのミーティングは、前半に、ADR推進機構から、日本知的財産仲裁センター及びADR推進機構に関するプレゼンテーションを行い、後半は、参加者全員による意見交換及び質疑応答という形式で行った。

前半のADR推進機構からのプレゼンテーションでは、ADRとは何か、日本知的財産仲裁センターの活動及び業務内容・利用状況の説明、ADRの活用と弁理士業務と関係、調停・仲裁事件の経験談、企業における調停・仲裁の活用等を直接紹介できたので、参加いただいた各支部会員にADRについての関心を高めてもらい、きっかけになったのではないかと考えている。

一方、ADR推進機構の参加者は、ベテランの委員のみならず、若手の委員も参加した。若手の委員には主にADR推進機構の役割と自分自身の経験のプレゼンテーションを行ってもらい、若手の委員自身にもADRに関する理解を深めてもらうことができたという副次的な効果が得られた。

後半の参加者全員による意見交換及び質疑応答においては、前半のプレゼンテーションの内容に関する質疑応答を行った他、関連する事項について活発に意見交換が行われた。

従って、これをきっかけとして、仲裁センターの活動をより身近に感じていただくことができ、ADRを各支部会員の日常業務に活かしてもらい、それが仲裁センターの利用促進につながる一助になればと考えている。

## 7. 弁理士の知財 ADR 関連業務と今後の展望

(本間 政憲)

約2年にわたって全国(四国、東北、中国、九州、

北陸、北海道)各支部に対して実施した ADR キャラバンミーティングを無事完了することができた。ミーティング実施にご尽力いただき、また、ミーティングにおいて貴重なご意見をいただいた各支部長をはじめとする参加者及び関係者の皆様にこの稿を借りて心よりお礼を申し上げる。

今回のキャラバンミーティングを企画・実施したのは、地方企業は特許侵害訴訟における裁判管轄により訴訟続行の負担が重いこと、中小企業は当事者間の交渉、裁判による解決いずれも不慣れであることから、地方、特に中小企業向けの紛争解決として第3の解決手段である知財 ADR が有効であると考えられるからである。

このような認識の下、日本弁理士会の地方支部の会員に対して、知財 ADR 機関たる日本知的財産仲裁センター(以下、「センター」)の仕組みと実態を知ってもらい、知財 ADR の普及に資すると共に会員の業務拡大への一助としてもらうことを目的としたものである。

この知財 ADR に関連する業務拡大については、キャラバンミーティング中の質疑応答やその後の意見交換において、業務拡大の具体的な内容についての質問があり、センターの運営委員以外の一般の弁理士がセンター業務にどの程度関与できるかについての疑問や懸念が示された。そこで、ADR 推進機構の役割と共に地方を含めた弁理士の業務拡大に関して以下に述べる。

### (1) ADR 推進機構の役割

ADR 推進機構はセンターのバックアップ機関としての役割をもつ。センターは知財の紛争解決や紛争予防を目的とする知財 ADR の実施機関である。また、センターは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で設立した機関であり、運営も両会で選任された運営委員により共同で行われる。したがって、弁理士会としては母会として弁理士側の意見の集約・調整を図り、センターの運営をサポートし、運営委員や調停人等候補者を選任する等の事項を担うバックアップ機関をもつ必要がある。この役割が ADR 推進機構のもつ第1の役割である。

しかし、ADR 推進機構の役割はセンターのバックアップ機能のみではない。センターに直接関わる弁理士(センターの運営委員や調停人等の候補者)以外の弁理士に対してセンター業務の周知を図り、知財 ADR についての調査研究を行いつつ周辺業務として

の知財 ADR 関連業務の拡大をサポートすることが第2の役割である。

### (2) 弁理士の知財 ADR 関連業務について

センターに直接関わる弁理士以外の弁理士にとっての ADR 関連業務はどのようなものがあるのだろうか? 考えられる業務をいくつか例示すると、

① まずクライアントが紛争解決・紛争予防を必要とする場面において、様々な解決・予防方法を分析検討し有利な方法を提案するコンサルティング業務がある。

分析・検討する際にセンターを選択肢の1つとすることでより広い範囲の分析・検討が可能になる。センターの具体的な内容やメリットを熟知した上で、事件の条件に照らしてセンターを利用することが最適と判断した場合にはセンター利用を、そうではない場合は他の方法をクライアントに提案する。センターの存在は中小企業にはほとんど知られていないのが実情なので、センターを含めた分析・検討は専門家ならではのものとしてクライアントの信頼度を高めることが可能である。この分析・検討・提案自体が弁理士の総合コンサルティング業務の一環としての価値を有すると思われる。

② それから、センターによる紛争の解決方法を選択した場合に、クライアントの代理人としてセンターによる調停等に関わる業務がある。

この点について、センターが事件を取り扱うことによって弁理士の事件関与の機会が減少するのではないかと懸念がある。当事者は代理人を立てることなくセンターに申立てをすることが可能であり、センターは裁判所のような厳格な手続きを要求しないからである。しかし、当事者である企業は紛争をできるだけ有利に解決するためには自己と同じ立場に立って助言をしてくれる代理人を求めることがむしろ自然である。今後、知財 ADR の活用が期待される中小企業においてはそのような代理人の存在が一層重要である。したがって、センターの利用増は弁理士の事件関与の機会の減少にはならないと思われる。実際にセンターによる調停等を行う場合においても代理人を立てるケースが多い。

③ また、訴訟提訴や当事者交渉の前にセンターの単独判定を求める予備的利用における代理人業務がある。

いわば裁判前置・交渉前置のような形でセンター

を利用することにより、紛争相手に知られることなく客観的な判断資料を得ることができ、裁判結果等の予測可能性を高めることができる。このような場合にはセンターによる判定から裁判まで一貫して関わることとなる。

- ④ クライアントが新たな事業分野に進出する際に行う事業適合性判定（センターで新たに開始しているサービスで、他社権利を侵害するリスクを事前回避等するもの）における代理人業務や必須判定における代理人業務がある。

紛争の場面に限らず、紛争予防の観点からクライアントに提案するものである。中小企業では紛争予防的業務はあまり行われていないので、弁理士が提案し関与する新たなコンサルティング業務となりうる。

財の取引、知財を含んだ製品の取引が増え、共同研究も活発になると思われ、これらに関する事後的調整手段として知財 ADR の必要性はより高くなると予想される。

ADR 推進機構はセンターのバックアップ機関としての役割を果たしつつ、

- ・中小企業等に対するセンターの周知を図り、
- ・各種事案や知財 ADR 制度等の調査研究により知財 ADR の様々な活用方法を開発し
- ・様々な活用方法や手続きに関する情報を提供することにより

弁理士の ADR 関連業務の拡大を支援していきたいと考えている。

以上

(原稿受領 2011. 12. 14)

### (3) 今後の展望について

オープンイノベーションの流れと法改正により、知

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守～ 20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと  
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。